

25日建第14号

平成25年4月1日

一般社団法人 愛知県建設業協会 御中

愛知県日進市長 萩野 幸三

(公 印 省 略)

日進市開発等事業に関する手続条例の運用への協力について (依頼)

平素は、本市の建築行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本市では、市民・事業者・行政の協働による住み良い街づくりの推進を目的に、平成18年4月1日から自主条例「日進市開発等事業に関する手続条例」(以下「条例」という。)を施行し、建築行為等の適正な土地利用の誘導に努めています。

建築行為等に際し、許可、認可その他法令に基づく申請をする前に、条例に規定する手続を経なければならないと定められています。

手続を経ることにより、事業者様と関係行政機関との間で事前調整が行われ、接道や排水先の確認や地域地区等の土地利用制限といった、建築確認に不可欠な情報の事前把握がなされることとなります。

また、事業ごとに条例独自の建築についての基準を設けており、比較的規模の大きな事業につきましては、建築計画の概要と工事の安全対策について、事前に事業者様から周辺住民に対し説明することを義務付けており、周辺住民の要望を聞きながら事業を進めていく制度になっています。

つきましては、建築確認等個別法令に基づく申請を行う前に、所定の手続を済ませていただくよう、貴会の会員の皆様にご周知くださいますようお願い申し上げます。

「日進市からのお知らせ」と題したチラシを50部同封いたしました。会員の皆様への周知にご利用いただければ幸いに存じます。なお、チラシの部数が不足している場合、必要部数を追加で郵送いたしますので、お手数ですが下記担当までご一報ください。

担当：建設経済部 建築課

電話：0561-73-2049



「日進市開発等事業に関する手続条例」について

【条例に規定する開発等事業の種類】

- ①戸建て住宅の建築
- ②集合住宅（共同住宅、寄宿舍、下宿、ワンルームマンション、長屋住宅等の建築物）の建築
- ③特定用途建築物（事務所、店舗、飲食店、工場、病院等居住目的以外の建築物）の建築
- ④宅地開発

さらにこれらの事業を、比較的規模の大きなもの【特定開発等事業】と小さいもの【小規模開発等事業】とに分類しています。

【特定開発等事業】＝手続期間：おおむね1か月半から2か月

- 3戸以上の集合住宅の建築
- 居住目的以外の延べ面積が100㎡を超える特定用途建築物の建築
- 区域面積500㎡以上の宅地開発

【小規模開発等事業】＝手続期間：おおむね1週間

- 戸建て住宅の建築
- 2戸の集合住宅の建築
- 居住目的以外の延べ面積が100㎡以下の特定用途建築物の建築
- 区域面積500㎡未満の宅地開発

なお、本条例中の「建築物」や「建築」という概念は、建築基準法上の概念と同一です。従って、建築物の新築、増築、改築、移転については、本条例の手続が義務付けられています。

また、本条例の事前手続を経た事業者様に対しては、特定開発等事業なら事業協定書（別添①）、小規模開発等事業なら事業届出受理書（別添②）を、それぞれ本市から交付しています。建築確認の申請時にそれらの写しを添付してください。

参考までに、本条例の主な条文を別添③に抜粋でまとめました。こちらもお目通しいただければ幸いです。